

## 「令和6年能登半島地震」関連情報

### 令和6年能登半島地震災害義援金を募集

市では、1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」の被害に見舞われた方々を支援するため、義援金を募っています。集まった義援金は、甚大な被害を受けた被災者の皆さんにお届けします。

皆さんの温かいご支援をお待ちしています。

■受付期限 3月29日(金) (予定)

■受付場所 次の場所に募金箱を設置

▷市役所1階総合窓口課

▷田老・新里・川井の各総合事務所

▷各出張所

■問い合わせ 市生活課被災者支援室 (68-9136)

### 災害派遣等従事車両証明書を取得できます

被災地支援などが目的の車両(災害ボランティア車両など)は、高速道路などの無料措置を受けることができます。

上記証明書は、NEXCO東日本ホームページ(右記QRコード)から取得できます。



なお、ボランティア活動を行う前に、被災地にある災害ボランティアセンターの最新の受付状況などを必ずご確認ください。

■問い合わせ 市危機管理課 (☎68-9111)

### 市内中学校の生徒による募金活動～皆さんのご協力に感謝～

1月9・11日には、田老第一中学校の生徒が校内での募金活動を実施し、15,833円が集まりました。また、1月12日から16日までは、花輪中学校の生徒が校内および街頭での募金活動を行い、551,770円が集まりました。これらは、甚大な被害を受けた自治体などに送付され、被災された皆さんの生活支援に役立てられます。

## 4月から製品プラスチックの収集がスタート!

～プラスチック資源物に出して良いもの、ダメなもの～

4月から製品プラスチックの収集が始まり、プラスチックなどの資源物の分別方法が変わります。

今回は、プラスチック資源物に“出して良いもの”

と“ダメなもの”を説明します。

■問い合わせ 市生活課きれいなまち推進室 (☎64-6488)

### ■プラスチック資源物に出して良いもの

製品プラスチック	プラスチック製容器包装
<p>プラスチック100%の製品で、一辺が40㎜程度未満のもの(まな板などの厚みがあるものは、厚さ5㎜程度未満)</p> <p>【対象品目の例】</p> <p>バケツ・洗面器      ハンガー      CD・DVDケース</p> <p>定規      歯ブラシ      おもちゃ (ブロック・電車のレールなど)</p> <p>など</p>	<p>♻ の表示がある、プラスチック素材の容器や包装</p> <p>【対象品目の例】</p> <p>袋類      ネット類      ふた類      パック類</p> <p>など</p> <p>白色トレイ</p> <p>♻ ♻ の2つの表示がある、両面白色の食品トレイ</p>

### ■プラスチック資源物に出してはいけないもの

- ▷一辺が40㎜程度以上のもの▷まな板などの厚みがあるもので、厚さが5㎜程度以上のもの
- ▷汚れているもの(ドレッシング・マヨネーズ容器、汚れたレトルトパックなど)
- ▷ペットボトル
- ▷感染の恐れがあるもの(注射器など)
- ▷刃物が付いているもの(使い捨てカミソリなど)
- ▷火が出る恐れがあるもの(使い捨てライターなど)
- ▷プラスチック以外のものが付着しているもの

### <プラスチック資源物分別説明会> (2月開催予定分)

■期日/会場 2月5日(月)/市民交流センター2階多目的ホール、2月8日(木)/鍬ヶ崎公民館、2月13日(火)/磯鷄公民館、2月15日(木)/千徳公民館、2月20日(火)/花輪農村文化伝承館

【共通】 ■時間 午後7時

## 新型コロナワクチン接種が、年1回の定期接種に

現在実施している新型コロナワクチンの特例臨時接種（無料）は、3月31日(日)で終了します。

令和6年度以降は、季節性インフルエンザ予防接種と同様に、年1回の定期接種（秋または冬）になる予定です。対象は65歳以上および60歳か

ら64歳の方で、一定の基礎疾患があり重症化リスクが高い方となります。

なお、宮古市新型コロナワクチン接種【予約・相談】センターは、2月からの受付時間が午前9時から午後5時に変更となります。

### ■問い合わせ

#### 【接種の予約やキャンセルおよび一般的な相談】

宮古市新型コロナワクチン接種【予約・相談】センター

■電話番号 **☎0120-385-092**（フリーダイヤル）

■受け付け時間 午前9時～午後5時（平日のみ）

LINE



宮古市公式LINEアカウント  
からも接種の予約ができます

### 宮古市エネルギー価格高騰緊急支援給付金

## 事業所のエネルギーに関する経費を支援！

燃油高騰などの影響を受けている市内の事業者を対象に、エネルギー価格上昇相当分の一部を給付します。

#### ■支給対象要件 次のいずれにも該当すること

①市内に事業所を有し、事業を営む法人・個人事業主（個人の場合、農・林・漁業、不動産業を除く）②直近の事業年度の売上高が、法人は200万円以上、個人は100万円以上の者③直近の事業年度の営業利益率または売上総利益率が、前事業年度と比較して減少している、または直近の事業年度の売上高が前事業年度と比較して20%以上減少している者④市税を完納している者

■支給対象経費 電気・ガス・ガソリン・重油・軽油・灯油などのエネルギーに関する経費

■支給額 1事業者あたり上限100万円。令和5年4月から令和6年3月までの連続する6カ月分の支給対象経費から、前年同期または前々年同期の支給対象経費を引いた額の2分の1

■申請期限 7月31日(水)

■申請書類 ▷申請書兼請求書▷支給対象要件②の売上高を確認できる決算書または確定申告書の写し▷支給対象要件③の営業利益率、売上総利益率または売上高が確認できる決算書などの写し▷令和5年4月から令和6年3月までの連続する6カ月分、および前年または前々年同期の支給対象経費が確認できる決算書、試算表などの写し▷振込指定口座の通帳などの写し▷本人確認書類の写し  
※詳しくは、市ホームページ（右記QRコード）をご覧ください

■申請方法 市産業支援センター（市役所2階）に持参または郵送

■申請先・問い合わせ 市産業支援センター産業支援係（〒027-8501住所不要、☎68-9092）



## 農業経営者向けの燃油高騰緊急支援を行います

市は、燃油価格高騰の影響を受けている農業経営者向けに、経営経費の一部を支援します。

■支給対象者 所得税の確定申告（青色、白色申告者）をした農業経営者

■対象経費 動力光熱費のうち燃油費（灯油、A重油、ガソリン、軽油）

■給付金額 令和3年または4・5年の農業生産に係る燃油費を比較し、その増えた経費の3分の1以内の額（百円未満切り捨て）

■受付期間 2月2日(金)～3月15日(金)午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

#### ■用意する物

①令和3年分または4・5年分の確定申告書および農業所得用収支内訳書などの写しまたは決算書の写し（燃油費支出が油種ごとに分かるもの）

②農業販売額が確認できる、販売先が発行した証明書などの写し（令和5年分）

③振込指定口座の通帳などの写し（申請者名義）

■申請場所・問い合わせ 市農林課農政係（市役所2階、☎68-9094）